

臨時福祉給付金(経済対策分)の申請を忘れずに!

申請の受付期限は、6月30日(金)(消印有効)までです。

確認じゃ!



- ◆臨時福祉給付金(経済対策分)を受給するためには、申請が必要です。受付期限を過ぎると申請できませんのでご注意ください。
- ◆平成28年1月1日時点で、住民票が大和郡山市にある人が対象です。
- ◆給付金の支給対象となる可能性があると思われる人に、申請書を3月に発送しましたが、修正申告等で新たに支給対象となる場合がありますので、関係書類がお手元に届いていない人で、下記の支給要件に該当すると思われる場合等は、お手数ですが市役所給付金担当窓口までご連絡ください。

1 支給対象者(下記のア～エの要件をすべて満たしている人です)

- ア. 平成28年1月1日時点で、大和郡山市の住民基本台帳に登録されている(平成28年1月1日以降に死亡した場合は除きます)
- イ. 平成28年度分の市民税(均等割)が課税されていない
- ウ. 市民税(均等割)が課税されている人に扶養されていない
 - ※扶養されている場合とは、税法上の控除対象配偶者、配偶者特別控除における配偶者、扶養親族、青色事業専従者、白色事業専従者・16歳未満の年少者になります。
- エ. 生活保護制度の被保護者となっていない

2 支給額

対象者1人につき **15,000円**(給付は1回限り)

- ※なお、申請受理後、給付金の支給要件を審査のうえ支給・不支給の決定を行います。審査の結果、給付要件に該当せず不支給となる場合がありますので、ご注意ください。

申請先・問合せ

「臨時福祉給付金」担当窓口

6月30日(金)まで(土・日曜、祝日を除く)の8時30分～17時15分

<6月5日(月)以降> 市役所4階403会議室

※6月2日(金)までは市役所1階115会議室で、以降は上記に移転します。

専用ダイヤル ☎ **53 - 4 1 9 2**

<注意> 給付をよそおった「振り込め詐欺」や「個人情報の詐取」にご注意ください。